

# 宜野湾市景観計画運用ガイドライン改定 新旧対照表

【凡例】 下線部（改定前）：改定部分  
赤字（改定後）：改定部分

## 第3章 基準解説編 3-1 建築物の建築等(2) 景観形成基準 ②解説 C) 色彩

改定前	改定後
<p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• JIS（日本工業規格）に採用されている色の尺度「マンセル表色系」を用いて、色彩を計画してください。</li> <li>• <u>建築物の外壁では、高明度・低彩度以外の色彩は使用しないでください。</u></li> <li>• <u>ただし、「無着色である木材、石材、漆喰、コンクリート、レンガ、ガラス、金属等の素材」によって仕上げる部分と、「アクセントカラー（建築物全体の引き締めや賑わいの演出等のために小面積で配色する色彩）」を使用する部分は、適用除外です。</u></li> <li>• <u>外壁に、「アクセントカラー」として、高明度・低彩度以外の色彩を使用する場合は、地域毎に設定された「使用面積（鉛直投影面積）の割合の最高限度」と「使用場所の高さ（建築基準法による地盤面からの高さ）の最高限度」を同時に満たしてください。</u> <u>なお、これらの基準は、外壁の各面それぞれで適合させてください。</u></li> <li>• より良い景観を形成するため、外壁では、沖縄で最も馴染みのある土石・木材の色相をできる限り使用しましょう。背景や周辺の色彩に類似させることも考えましょう。</li> <li>• <u>より良い景観を形成するため、屋根の色彩についても配慮し、できる限り、外壁のベースカラーと類似した色相を選び、極端な低明度や高彩度は避けましょう。</u></li> <li>• 屋外広告物の色彩については、審査対象外ですが、建築物や周辺の景観との調和に十分配慮してください。例えば、ベースカラー（文字やマーク等以外の色）は、高彩度の使用をできる限り避けましょう（暖色系：10以下、その他：8以下を目安）。</li> </ul>	<p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• JIS（日本工業規格）に採用されている色の尺度「マンセル表色系」を用いて、色彩を計画してください。</li> <li>• <b>建築物外壁の大部分を占める色彩（ベースカラー）は、高明度・低彩度の色彩としてください。</b></li> <li>• <b>なお、「無着色である木材、石材、漆喰、コンクリート、レンガ、ガラス、金属等の素材」によって仕上げる部分は、ベースカラーに含めません。</b></li> <li>• 外壁に、高明度・低彩度（ベースカラー）以外の色彩を使用する場合は、地域毎に設定された<b>「使用できる面積及び色のルール」を守ってください。</b></li> <li>• <b>色の使用面積は各立面ごと、鉛直投影面積で算出します（表面積ではありません）。</b></li> <li>• より良い景観を形成するため、外壁では、沖縄で最も馴染みのある土石・木材の色相をできる限り使用しましょう。背景や周辺の色彩に類似させることも考えましょう。</li> <li>• 屋根の色彩についても、できる限り<b>同様の</b>色相を選び、極端な低明度や高彩度は避けましょう。</li> <li>• 屋外広告物の色彩については、審査対象外ですが、建築物や周辺の景観との調和に十分配慮してください。例えば、ベースカラー（文字やマーク等以外の色）は、高彩度の使用をできる限り避けましょう（暖色系：10以下、その他：8以下を目安）。</li> </ul>

改 定 前	改 定 後
<p>[図表 9 外壁のベースカラーとして使用可能な色の範囲] (図略)</p>	<p>[図表 9 建築物の色彩の構成とそれぞれの使用可能な面積]</p> <p><b>ベースカラー（基調色）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の大部分を占める色（面積 70%以上）を指す。</li> <li>・高明度・低彩度とは、マンセル値で明度 8 以上彩度 2 以下にあたる。いわゆる淡い色であり、明度 8 以上の無彩色（白～明るいグレー）も含む。</li> </ul> <p>◆ベースカラーの上手な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石や木材等の自然素材に近い色は、沖縄のまちなみの色彩として馴染みがあり、また豊かな緑ともよく合います。積極的に活用しましょう。（図表 13）</li> <li>・背景や周辺の色彩との調和も考えましょう。</li> </ul> <p><b>アクセントカラー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインのアクセントとして使う色で、高彩度または極端に低明度な色彩を指す。（マンセル値では概ね彩度 10 以上または明度 2 以下の色彩）</li> <li>・使用可能な面積は、外壁各面の 5%以下（暮らし場地域）又は 10%以下（商業・幹線沿道地域、海岸周辺地域）。</li> </ul> <p>◆アクセントカラーの上手な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセントカラーは使用する面積を抑え、効果的に活用します。</li> <li>・使用する位置は、人の目線に近い低層部が基本です。ただし、当該建築物のデザイン上必要な場合、都市景観への影響に配慮した上で上層部に展開することを妨げないものとしします。</li> </ul> <p><b>補助色</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベースカラーに取り合わせ、配色デザインにリズムを与える色を指す。</li> <li>・使用面積は、外壁各面の 30%以下※とする。※アクセントカラーを用いた場合は、その面積を合算する。</li> </ul> <p>◆補助色の上手な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助色は建築物のイメージや表情を伝えるのに有効です。地域の景観形成方針を踏まえつつ、色を組み合わせます。</li> <li>・重い（暗い）色の、高い位置での使用や大面積での使用は、周囲に圧迫感を与えがちです。都市景観への影響にも配慮した配色デザインとしましょう。</li> </ul> <p>[図表 10 外壁のベースカラーとして使用可能な色の範囲] (※一部図を次図へ)</p>

改定前	改定後
<p>[図表 10 <u>ベースカラーの基準の適用除外</u>] (図略)</p>	<p>[図表 11 <u>ベースカラーとして不適切な色</u>] (図略)</p>
<p>[図表 11 <u>アクセントカラーの適正な使用</u>] (図略)</p>	<p>[図表 12 <u>色彩の面積規定</u>] (図略)</p>
<p>[図表 12 <u>外壁のベースカラーとして推奨する色彩</u>] (図略)</p>	<p>[図表 13 <u>外壁のベースカラーとして推奨する色相</u>] (図略)</p>

改定前	改定後																											
<p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域毎に設定された「緑化面積の割合の最低限度」と「中高木本数の最低限度」を同時に満たす、植栽計画（原則、人工的な緑を除く）としてください。</li> <li>・緑化面積は、「地面上の緑化（土地に定着した樹木等）」と「建築物上の緑化（壁面緑化等）」を対象とし、水平投影面積により算定してください。なお、プランター等の移動が容易なものについては、緑化面積に算入することはできません。</li> <li>・「中高木本数」の算定対象となる中高木は、<u>将来樹高が2m程度以上となる樹木や、「花木類栽培マニュアル（沖縄県）」「新・緑化樹木のしおり（沖縄県造園建設業協会）」で規定されている中木・高木を目安にしてください。</u></li> </ul> <p>[図表 13 緑化面積の最低限度と中高木本数の最低限度]（図略）</p> <p>[図表 14 緑化面積に算入できるもの]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">具体的な種類</th> <th style="text-align: center;">緑化面積の算定方法の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">樹木</td> <td style="text-align: center;">高木、中木、低木</td> <td style="text-align: center;">実測値または将来形を考慮した見込み値にて算定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芝・花壇等</td> <td style="text-align: center;">芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック</td> <td style="text-align: center;">実測値にて算定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築物上の緑化</td> <td style="text-align: center;">壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化</td> <td style="text-align: center;">実測値にて算定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可動式植栽基盤</td> <td style="text-align: center;">プランター、コンテナ、鉢類※100ℓ以上で容易に動かせないもの</td> <td style="text-align: center;">実測値にて算定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 沿道部分の緑化面積は2倍で換算可能（公共空間の緑化に貢献するものとして高評価）</p>	区分	具体的な種類	緑化面積の算定方法の概要	樹木	高木、中木、低木	実測値または将来形を考慮した見込み値にて算定	芝・花壇等	芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック	実測値にて算定	建築物上の緑化	壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化	実測値にて算定	可動式植栽基盤	プランター、コンテナ、鉢類※100ℓ以上で容易に動かせないもの	実測値にて算定	<p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】</p> <p style="color: red;">＜ポイント：平面的な緑、立体的な緑を創出し、緑豊かな街並みを形成する＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域毎に設定された「緑化面積の割合の最低限度」と「中高木本数の最低限度」を同時に満たす植栽計画としてください。</li> <li>・<span style="color: red;">まちの風景をみどり豊かにしていくために効果的な、沿道の緑化に努めましょう。</span></li> </ul> <p>[図表 14 緑化面積の最低限度と中高木本数の最低限度]</p> <p style="text-align: center;">（図略）</p> <p style="color: red;">【緑化面積・樹木本数の算出方法】</p> <p style="color: red;">（1）緑化面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化面積は、「地面上の緑化（土地に定着した樹木等）」と「建築物上の緑化（壁面緑化等）」を対象とし、水平投影面積（<span style="color: red;">壁面緑化では垂直投影面積</span>）により算定してください。なお、プランター等の移動が容易なものについては、緑化面積に算入することはできません。</li> <li>・<span style="color: red;">樹木の水平投影面積は、平面上の緑化面積と重なっていても重ねて計上できます。</span></li> <li>・<span style="color: red;">道路境界線から3mの範囲では、緑化面積を2倍で計上することができます。</span></li> </ul> <p>①緑化面積に算入できるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">具体的な種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">樹木</td> <td style="text-align: center;">高木、中木、低木</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芝・花壇等</td> <td style="text-align: center;">芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可動式植栽基盤</td> <td style="text-align: center;">プランター、コンテナ、鉢類 ※100ℓ以上で容易に動かせないものに限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築物上の緑化</td> <td style="text-align: center;">壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水流、池など</td> <td style="text-align: center;">水流、池 ※樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>[図表 15 緑化面積に参入できるもの]</p> <p style="text-align: center;">（図略）</p>	区分	具体的な種類	樹木	高木、中木、低木	芝・花壇等	芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック等	可動式植栽基盤	プランター、コンテナ、鉢類 ※100ℓ以上で容易に動かせないものに限る	建築物上の緑化	壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化	水流、池など	水流、池 ※樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの
区分	具体的な種類	緑化面積の算定方法の概要																										
樹木	高木、中木、低木	実測値または将来形を考慮した見込み値にて算定																										
芝・花壇等	芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック	実測値にて算定																										
建築物上の緑化	壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化	実測値にて算定																										
可動式植栽基盤	プランター、コンテナ、鉢類※100ℓ以上で容易に動かせないもの	実測値にて算定																										
区分	具体的な種類																											
樹木	高木、中木、低木																											
芝・花壇等	芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック等																											
可動式植栽基盤	プランター、コンテナ、鉢類 ※100ℓ以上で容易に動かせないものに限る																											
建築物上の緑化	壁面緑化、屋上緑化、その他工作物（垣、柵、擁壁等）の緑化																											
水流、池など	水流、池 ※樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの																											

改 定 前	改 定 後																	
<p>[図表 15 緑化面積の算定方法]</p> <p>■ 樹木</p> <p>①～③のいずれかの方法により算定。同一敷地内で複数の方法を用いることも可能</p> <p>① 樹冠の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽時の枝張の半径 2 乗 × 円周率により算定</li> <li>・ 枝張に長短がある場合、枝張は最小幅と最大幅の平均値とする</li> <li>・ <u>単木で植栽する場合等に用いやすい方法</u></li> <li>・ 比較的大きな既存樹木を利用する場合に有効</li> </ul> <p>② みなし樹冠の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽時の樹高に応じたみなし樹冠の半径 2 乗 × 円周率により算定</li> <li>・ ヤシ類は対象外</li> <li>・ <u>単木で植栽する場合等に用いやすい方法</u></li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>植栽時の樹高</th> <th>みなし樹冠半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m以上 2.5m 未満</td> <td>1.1m</td> </tr> <tr> <td>2.5m 以上 4m 未満</td> <td>1.6m</td> </tr> <tr> <td>4m 以上</td> <td>2.1m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①②の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹冠が重なる部分は、重複計上不可</li> <li>・ 敷地外にはみでる部分は計上可能</li> </ul> <p>③ 植栽基盤の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤（専ら緑化のために区画した土地）上で、複数の樹木が偏りなく密な状態で植栽されている場合、当該区域がすべて樹冠でおおわれていなくても植栽基盤の水平投影面積を緑化面積とすることが可能</li> </ul> <p>■ 可動式植栽基盤（内容略）</p> <p>■ 芝・花壇等（内容略）</p> <p>■ 建築物上の緑化</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 垂直壁面の緑化の場合、<u>(延長 A+延長 B) × 1m</u> により算定。傾斜壁面の場合は水平投影面積による</li> <li>・ 壁面以外の緑化の場合、樹木や芝・花壇等の算定方法と同様（水平投影面積）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	植栽時の樹高	みなし樹冠半径	1m以上 2.5m 未満	1.1m	2.5m 以上 4m 未満	1.6m	4m 以上	2.1m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 垂直壁面の緑化の場合、<u>(延長 A+延長 B) × 1m</u> により算定。傾斜壁面の場合は水平投影面積による</li> <li>・ 壁面以外の緑化の場合、樹木や芝・花壇等の算定方法と同様（水平投影面積）</li> </ul>	<p>② 「樹木」緑化面積の算定方法</p> <p>ア～ウのいずれかの方法により算定します。同一敷地内で複数の方法を用いることも可能です。</p> <p>[図表 16 樹木の緑化面積の算定]</p> <p>ア. 樹冠の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽時の枝張の半径 2 乗 × 円周率により算定</li> <li>・ 枝張に長短がある場合、枝張は最小幅と最大幅の平均値とする</li> <li>・ 比較的大きな既存樹木を利用する場合に有効</li> </ul> <p>イ. みなし樹冠の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽時の樹高に応じたみなし樹冠の半径 2 乗 × 円周率により算定</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>植栽時の樹高</th> <th>みなし樹冠の半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m以上 2.5m 未満</td> <td>1.1m</td> </tr> <tr> <td>2.5m 以上 4m 未満</td> <td>1.6m</td> </tr> <tr> <td>4m以上</td> <td>2.1m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ヤシ類、低木等で上記によりがたい場合は、樹種に応じた成長時の枝張を想定して算定することができる</p> <p>※ア.イ.の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の緑化面積との重複計上が可能</li> <li>・ 敷地外にはみでる部分は計上可能</li> </ul> <p>ウ. 植栽基盤の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤（専ら緑化のために区画した土地）上で、複数の樹木が偏りなく密な状態で植栽されている場合、当該区域がすべて樹冠でおおわれていなくても植栽基盤の水平投影面積を緑化面積とすることが可能</li> </ul> <p>③ 「芝・花壇等」「可動式植栽基盤」の緑化面積の算定方法</p> <p>緑化空間として区切られた施設の水平投影面積で算定します。</p> <p>[図表 17 芝・花壇等の緑化面積の算定]</p> <p style="text-align: center;">(図略)</p> <p>④ 「建築物上の緑化」の緑化面積算定方法</p> <p>緑化面の面積で算定します。植物でおおわれると見込まれる緑化補助資材の面積も含めません。</p>	植栽時の樹高	みなし樹冠の半径	1m以上 2.5m 未満	1.1m	2.5m 以上 4m 未満	1.6m	4m以上	2.1m
植栽時の樹高	みなし樹冠半径																	
1m以上 2.5m 未満	1.1m																	
2.5m 以上 4m 未満	1.6m																	
4m 以上	2.1m																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 垂直壁面の緑化の場合、<u>(延長 A+延長 B) × 1m</u> により算定。傾斜壁面の場合は水平投影面積による</li> <li>・ 壁面以外の緑化の場合、樹木や芝・花壇等の算定方法と同様（水平投影面積）</li> </ul>																		
植栽時の樹高	みなし樹冠の半径																	
1m以上 2.5m 未満	1.1m																	
2.5m 以上 4m 未満	1.6m																	
4m以上	2.1m																	

改 定 前	改 定 後						
<p>◎沿道部分（内容略）</p> <p>[図表 16 緑化面積の計算例] （図略）</p> <p>[図表 17 中高木として扱う樹木の例] （表略）</p> <p>[図表 18 公共空間からの見え方を意識した 地面上の緑化について、推奨する取組] （図略）</p>	<p style="text-align: center;">[図表 18 壁面の緑化面積の算定]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂直壁面の緑化の場合、鉛直投影面積による</li> <li>・屋上や傾斜壁面の場合、水平投影面積による</li> </ul> </div> <p>⑤沿道側 3 m以内の緑化に関する特例 沿道側 3 m以内の緑については、緑化面積を「2倍」で換算することができます。</p> <p>[図表 19 沿道部分の緑化面積の算定] （図略）</p> <p>（2）樹木本数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化面積 20 m<sup>2</sup>あたり、中高木となる樹木を 1 本以上確保します。（緑化面積が 20 m<sup>2</sup>未満の場合も 1 本以上植えてください。）</li> <li>・生垣に低木を用いる場合、20 本で中高木 1 本に相当するものとみなすことができます。</li> <li>・沿道部分（道路境界から 3m 区間）にある樹木本数は 2 倍で換算することができます。</li> <li>・中高木とは、将来樹高が 2m 程度以上となる樹木とします。「花木類栽培マニュアル（沖縄県）」「新・緑化樹木のしおり（沖縄県造園建設業協会）」で規定されている中木・高木も目安にしてください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[図表 20 中高木本数に算入できるもの]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本数の対象となる緑</th> <th style="text-align: center;">本数の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中高木（将来樹高が 2m 以上になるものなど）</td> <td style="text-align: center;">本数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生垣（低木で構成）</td> <td style="text-align: center;">低木 20 本で中高木 1 本に相当するものとみなす</td> </tr> </tbody> </table> <p>[図表 21 中高木として扱う樹木の例] （表略）</p> <p>（3）緑化面積・中高木本数の算定例</p> <p>[図表 22 緑化面積の計算例] （図略）</p> <p>[図表 23 公共空間からの見え方を意識した 地面上の緑化について、推奨する取組] （図略）</p>	本数の対象となる緑	本数の算定	中高木（将来樹高が 2m 以上になるものなど）	本数	生垣（低木で構成）	低木 20 本で中高木 1 本に相当するものとみなす
本数の対象となる緑	本数の算定						
中高木（将来樹高が 2m 以上になるものなど）	本数						
生垣（低木で構成）	低木 20 本で中高木 1 本に相当するものとみなす						

改 定 前	改 定 後
<p>[図表 19 宜野湾市に馴染む樹木等の例] (図略)</p> <p>[図表 20 既存樹木の保存] (図略)</p> <p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】 ・「緑化面積の最低限度」「中高木本数の最低限度」(P18) に算入する「建築物上の緑化施設」は、道路等の公共空間から容易に見ることができる場所に配置してください。</p> <p>[図表 21 公共空間らの見え方を意識した建築物上の緑化] (図略)</p>	<p>[図表 24 宜野湾市に馴染む樹木等の例] (図略)</p> <p>[図表 25 既存樹木の保存] (図略)</p> <p>【具体的に遵守・配慮していただく内容の例】 ・「緑化面積の最低限度」「中高木本数の最低限度」(P19) に算入する「建築物上の緑化施設」は、道路等の公共空間から容易に見ることができる場所に配置してください。</p> <p>[図表 26 公共空間らの見え方を意識した建築物上の緑化] (図略)</p>

